【利用者負担金】

**移動支援事業**

次の区分の各表と利用時間に応じて計算した額となります。同じ日に複数回利用した場合は、それぞれの利用回ごとに計算します。

1　身体介護を伴う場合《注1》

⑴　個別支援型

（障がいのある人に対し、個別に支援を行う形態）《注3》

|  |  |
| --- | --- |
| 利用時間 | 利用者負担金の額 |
| 30分以下 | 258円 |
| 30分を超え1時間以下 | 409円 |
| 1時間を超え1時間30分以下 | 594円 |
| 1時間30分超え | 594円に1時間30分を超えた後の30分までごとに84円を加えた額 |

2　身体介護を伴わない場合《注2》

⑴　個別支援型

（障がいのある人に対し、個別に支援を行う形態）《注3》

|  |  |
| --- | --- |
| 利用時間 | 利用者負担金の額 |
| 30分以下 | 106円 |
| 30分を超え1時間以下 | 200円 |
| 1時間を超え1時間30分以下 | 281円 |
| 1時間30分超え | 281円に1時間30分を超えた後の30分までごとに71円を加えた額 |

⑵　グループ支援型

（複数の障がいのある人たちに対し、同時に支援を行う形態）

①　従業者1人に対して利用者2人

|  |  |
| --- | --- |
| 利用時間 | 利用者負担金の額 |
| 30分以下 | 64円 |
| 30分を超え1時間以下 | 120円 |
| 1時間を超え1時間30分以下 | 168円 |
| 1時間30分超え | 168円に1時間30分を超えた後の30分までごとに42円を加えた額 |

②　従業者1人に対して利用者3人

|  |  |
| --- | --- |
| 利用時間 | 利用者負担金の額 |
| 30分以下 | 49円 |
| 30分を超え1時間以下 | 93円 |
| 1時間を超え1時間30分以下 | 131円 |
| 1時間30分超え | 131円に1時間30分を超えた後の30分までごとに33円を加えた額 |

③　従業者1人に対して利用者4人

|  |  |
| --- | --- |
| 利用時間 | 利用者負担金の額 |
| 30分以下 | 42円 |
| 30分を超え1時間以下 | 79円 |
| 1時間を超え1時間30分以下 | 112円 |
| 1時間30分超え | 112円に1時間30分を超えた後の30分までごとに28円を加えた額 |

《注1》身体介護を伴う場合とは、次のいずれにも該当する場合をいいます。

⑴　障害支援区分が区分2以上の人

（18歳未満の人は、これに相当する状態の人）

⑵　障害支援区分認定調査項目のうち、（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されている人

（ア）歩行：「全介助」

（イ）移乗：「見守り」、「一部介助」、「全介助」

（ウ）移動：「見守り」、「一部介助」、「全介助」

（エ）排尿：「一部介助」、「全介助」

（オ）排便：「一部介助」、「全介助」

《注2》身体介護を伴わない場合とは、「身体介護を伴う場合」に該当しない場合をいいます。

《注3》個別支援型を、早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）又は深夜（午後10時～午前6時）に利用するときは、この表に定める利用者負担金の額に100分の125（深夜に利用するときは100分の150）を乗じて得た額となります。

**日中一時支援事業**

次の表の区分及び利用時間等に応じて計算した額となります。同じ日に複数回利用した場合は、それぞれの利用時間を合算して計算します。なお、送迎に要した時間は利用時間に算定しません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象 | 区分《注》 | 利用時間 | 送迎加算 |
| 2時間以下 | 2時間超4時間以下 | 4時間超8時間以下 | 8時間超 |
| 18歳以上 | 区分1及び区分2 | 62円 | 124円 | 249円 | 373円 | 片道につき54円 |
| 区分3 | 71円 | 142円 | 286円 | 428円 |
|  | 個別支援型 | 305円 | 611円 | 1,222円 | 1,833円 |
| 区分4 | 79円 | 158円 | 317円 | 476円 |
|  | 個別支援型 | 305円 | 611円 | 1,222円 | 1,833円 |
| 区分5 | 96円 | 192円 | 385円 | 577円 |
|  | 個別支援型 | 305円 | 611円 | 1,222円 | 1,833円 |
|  | 医療型（療養介護） | 305円 | 611円 | 1,222円 | 1,833円 |
| 区分6 | 113円 | 226円 | 453円 | 679円 |
|  | 個別支援型 | 305円 | 611円 | 1,222円 | 1,833円 |
|  | 医療型（療養介護） | 305円 | 611円 | 1,222円 | 1,833円 |
| 18歳未満 | 区分1 | 62円 | 124円 | 249円 | 373円 |
| 区分2 | 75円 | 150円 | 301円 | 452円 |
| 区分3 | 96円 | 192円 | 385円 | 577円 |
|  | 個別支援型 | 305円 | 611円 | 1,222円 | 1,833円 |
| 全て | 医療型（重心） | 305円 | 611円 | 1,222円 | 1,833円 |

《注》⑴　18歳以上の区分1～区分6は、障害の状態に応じて必要とされる支援の度合いを表す6段階の区分（障害支援区分）

　　　⑵　18歳未満の区分1～区分3は、障害の種類や程度の把握のための５領域１０項目の調査による判定区分

　　　⑶　個別支援型は、障害支援区分が区分3以上（18歳未満の人は、これに相当する状態）であり、行動援護調査項目（12項目）が10点以上の人が利用できます。

　　　⑷　医療型（療養介護）は、次のいずれかに該当する人が利用できます。

　　　　①　障害支援区分が区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている場合

　　　　②　障害支援区分が区分5以上で、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者である場合

　　　⑸　医療型（重心）は、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状

態にあって、知的障がいの程度が「最重度」である人が利用

できます。

　　　⑹　送迎加算　日中一時支援事業の利用に対して、その居宅等と事業所との間を送迎した場合において行う加算

【利用者負担金の上限月額】

利用者負担金には、市町村民税課税等の区分に応じた負担限度額を設定しています。

移動支援事業と日中一時支援事業を同一月に利用した場合は、それぞれの事業ごとに上限月額が適用になります。

（例）「市町村民税課税世帯に属する人」に該当する「18歳未満である人」で、「当該世帯の所得割額が28万円未満の人」が移動支援事業と日中一時支援事業を同一月に利用した場合は、最高で「4,600円＋4,600円＝9,200円」の支払いとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 上限月額 |
| 生活保護世帯に属する人 | 0円 |
| 市町村民税非課税世帯に属する人 | 0円 |
| 市町村民税課税世帯に属する人 | 18歳未満である人のうち、当該世帯の所得割額が28万円未満の人 | 4,600円 |
| 18歳以上である人のうち、当該世帯の所得割額が16万円未満の人 | 9,300円 |
| 上記以外の人 | 37,200円 |

備考①　「市町村民税非課税世帯（課税世帯）」とは、移動支援事業を利用する年度（4月1日から6月30日までの間に利用する場合は前年度）の市町村民税が課税されていない（課税されている）世帯をいいます。

　　 ②　世帯の範囲は、18歳以上である人の場合は「障がいのあ

　　　 る人とその配偶者」となり、18歳未満である人の場合は「保

護者の属する住民基本台帳での世帯」となります。